

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	内閣、警察、デジタル等に関する主な政策課題
著者 / 所属	宮崎 雅史 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	3-17
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

内閣、警察、デジタル等に関する主な政策課題

宮崎 雅史

(内閣委員会調査室)

1. インテリジェンス体制
2. 経済安全保障
3. マネー・ローンダリング対策
4. ドローンの飛行に係る規制
5. データの利活用
6. 個人情報保護
7. 宇宙政策
8. グローバル・スタートアップ・キャンパス

1. インテリジェンス¹体制²

(1) 総合的な国力の要素としての情報力

国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）では、我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素の一つとして「情報力」が挙げられ、急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確な意思決定を行うには、質が高く時宜に適った情報収集・分析が不可欠であり、そのために、政策部門と情報部門との緊密な連携の下、政府が保有するあらゆる情報収集の手段と情報源を活用した総合的な分析により、安全保障に関する情報を可能な限り早期かつ正確に把握し、政府内外での共有と活用を図るとともに、我が国の安全保障上の重要な情報の漏洩を防ぐために、官民の情報保全に取り組むとされている³。

¹ 政策決定者が国家安全保障上の問題に関して判断を行うために政策決定者に提供される、情報から分析・加工された知識のプロダクト、あるいはそうしたプロダクトを生産するプロセスをいう（小林良樹「インテリジェンスの基礎理論」(学術文庫版) 31頁)。

² 以下、本稿は令和8年2月26日現在の情報に基づき執筆している（参照URLの最終アクセス日も同日）。なお、肩書はいずれも当時のものである。

³ 国家安全保障戦略12頁

(2) 現行の体制

内閣情報会議は、国家や国民の安全に関わり、内閣の重要政策に関する事象について、官邸と外交・防衛・治安等の情報を担当する省庁が緊密に連携し、情勢を総合的に把握することを目的として内閣に設置されている。内閣官房長官を議長とし、内閣官房副長官（政務・事務）、内閣危機管理監等と、内閣情報官のほか関係省庁の事務次官級が構成員となっており、原則として年2回開催される⁴。

内閣情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務並びに特定秘密の保護に関する事務を担当しており、内閣情報官の下で、次長及び総務部門、国内部門、国際部門、経済部門、内閣情報集約センター並びに内閣衛星情報センターで分担し、処理している。また、同室は閣議決定に基づき設置された内閣情報会議及び合同情報会議⁵の事務局を担当し、官邸幹部の政策担当者と関係省庁との連絡・調整を行い、情報コミュニティの要としての機能を担っているほか、内閣情報官をセンター長とするカウンターインテリジェンス・センターが同室に置かれ、カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針⁷の施行に関する連絡調整等を行っている。

(3) 法案提出に向けた動き

令和7年10月に合意された自由民主党及び日本維新の会の連立政権合意書では、インテリジェンス政策に関し、令和8年常会⁸において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、国家情報局及び国家情報局長を創設するとともに、内閣情報会議を発展的に解消し、国家情報会議を設置する法律を制定するとされた。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、国家情報局及び国家情報局長は国家安全保障局及び国家安全保障局長と同格とする⁹とされている¹⁰。高市内閣総理大臣は、第221回国会（特別会）における施政方針演説において、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、我が国の国益を守るためには、質が高く、適切なタイミングを捉えた情報の収集・分析を行うとともに、それらをハイレベルで集約し、高度かつ的確な意思決定を行う必要があり、インテリジェンスの司令塔機能を強化すべく、内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚から構成される国家

⁴ 小林良樹（前掲脚注1参照）119～121頁

⁵ 内閣情報会議の下に設置され、内閣官房副長官（事務）を議長とし、内閣情報官のほか関係省庁の局長級等が構成員となっており、関係省庁間のインテリジェンス共有等を行っている（小林良樹（前掲脚注1参照）120～122頁）。

⁶ 国外からのインテリジェンス活動による自国に対する脅威を把握し、対抗措置を採ることをいう（小林良樹（前掲脚注1参照）232～233頁）。

⁷ 平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定

⁸ 令和8年の常会に当たる第220回国会は、召集日（令和8年1月23日）の衆議院解散に伴い閉会となった。なお、総選挙後の同年2月18日に召集された第221回国会（特別会）の会期は150日間と決定されている。

⁹ 現行の「特別職の職員の給与に関する法律」（昭和24年法律第252号）上の俸給月額（別表第一）では、国家安全保障局長は大臣政務官と同額であり、内閣情報官は常勤の大臣補佐官と同額である。

¹⁰ 自由民主党の小林鷹之政務調査会長は「情報部門が弱いと、政策サイドがやろうとしている政策を裏付けるような機能しか果たさない」旨指摘している（『日本経済新聞』（令7.12.4）。一方、近年、国家安全保障局長と内閣情報官、国家安全保障局と内閣情報調査室とは緊密に連携しており、同格にすること自体はあまり実質的な意味を持たない旨の指摘もある（柳淳「日本の国力としてのインテリジェンス強化」〈<https://www.jiaa.or.jp/jpn/report/2025/11/2025-14.html>〉）。

情報会議¹¹を内閣に設置するとともに、内閣情報調査室を国家情報局に格上げし、関係機関からの情報を集約し活用する」旨発言した¹²。国家情報会議設置法案（仮称）は令和8年3月中旬に国会に提出される予定である。

さらに、高市総理は「外国からの不当な干渉を防止するための制度設計を進めるなど、必要な対策を講じる」旨発言しており¹³、連立政権合意書では、令和9年度末までに独立した対外情報庁（仮称）及び省庁横断的な情報要員養成機関を創設し、インテリジェンス・スパイ防止関連法制について速やかに法案を策定・成立させるとされている。インテリジェンスの新たな制度・組織の在り方は、今後、日本政府が外交・安全保障に係る政策に関し、何をどの程度まで主体的に決定・実施していくかにもよるだろう¹⁴。

2. 経済安全保障¹⁵

（1）経済安全保障推進法の制定

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることを背景として、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済安全保障推進法¹⁶が制定された。同法では、①重要物資¹⁷の安定的な供給の確保に関する制度（助成金、ツーステップローン等）、②基幹インフラ¹⁸役務の安定的な提供の確保に関する制度、③先端的な重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度の4つの柱が規定されている¹⁹。令和6年の常会（第213回国会）では、基幹インフラの事業分野に港湾運送を追加する改正法²⁰が成立した。

（2）法改正に向けた検討

令和7年11月の第8回経済安全保障推進会議において、高市総理は、「経済安全保障推進法の成立から3年が経過し、国際情勢はかつてない速度と複雑さで変化をし続けている²¹」

¹¹ 高市総理は「国家情報会議においては、政府の情報活動に関する基本方針を定めることを検討している。こうした取組を通じ、国民にとっても、政府の情報活動について理解しやすくなるよう努めていきたい」旨答弁している（第221回国会衆議院本会議録第3号（令8.2.24））。

¹² 第221回国会参議院本会議録第2号（令8.2.20）

¹³ 前掲脚注12参照

¹⁴ 小林良樹「インテリジェンス組織構築に何が必要か」『外交』Vol.80（令和5.7/8）71頁

¹⁵ 国家安全保障戦略では、「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障である」旨の記述がある（26頁）。

¹⁶ 正式名称は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）。

¹⁷ 国民の生存に必要な不可欠又は国民生活・経済活動が依拠している物資で、安定供給確保が特に必要な物資を特定重要物資として指定する。令和8年1月末現在、16物資が指定されている。

¹⁸ 重要設備の導入等に際し事前審査の対象となる特定社会基盤事業として、令和6年の法改正後は15の事業分野が規定されている（第50条）。

¹⁹ 附則第4条に法律施行3年後の見直し規定が置かれている。

²⁰ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第28号）

²¹ 後述する有識者会議の提言では、「経済安全保障推進法成立後の3年間において、ウクライナ侵略を背景とする国際情勢の急速な変化や、生成AIを含めた先端技術の開発競争の激化等、我が国の経済安全保障をめぐる課題は複雑さを増している」旨の記述がある（「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」1頁）。高市

との認識を示した上で、「造船能力の復活や重要鉱物の確保など、サプライチェーン強靱化のための施策の更なる強化の必要性」や「医療インフラのセキュリティ向上を含む、基幹インフラ役務の安定提供に関する見直しの必要性」に言及し、これらの点や「有識者の意見も踏まえながら、経済安全保障推進法の改正に向けて、早急に検討を開始すること」を指示した。

これを受けて、「経済安全保障法制に関する有識者会議²²」（座長：青木節子千葉工業大学審議役・特別教授）において、推進法改正に関する検討会合が開催され、令和8年1月30日、有識者会議は「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」を取りまとめ、①サプライチェーンの強靱化、②基幹インフラ役務の安定提供、③海外事業の展開支援、④特定重要技術の研究開発等、⑤総合的な経済安全保障シンクタンク、⑥官民協議会、⑦データセキュリティに関する検討結果を示した。①に関して、特定の物資の供給に不可欠であり専ら当該物資のために用いられる役務を支援対象とし、役務の提供基盤（施設や設備等）の整備や役務の提供に係る技術の導入等を支援すべきであるとした上で、具体的な支援対象として光海底ケーブルの敷設・保守²³に係る取組や人工衛星の打上げに係る取組を例示した。また、②基幹インフラ制度（特定社会基盤事業）への医療分野の追加、③海外事業²⁴のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（J B I C）²⁵を活用した支援体制の構築、④伴走支援を行う指定基金協議会を設置する基金²⁶の対象範囲の拡大について提言しているほか、⑤の機能について、内閣官房国家安全保障局を司令塔として、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集し、機動的かつ専門的な調査研究を行うとした上で、独立行政法人経済産業研究所（R I E T I）内に設置することが適切であるとし、⑥に関して、民間企業等と政府が共通認識を醸成し、業種横断的な関係を構築するため、情報共有や協議を行う法定の枠組みとすることを掲げている。なお、⑦に関しては、安全保障上重要な民間保有データ、データセンター及びクラウド上の大量のデータを防護するための措置について、引き続き検討を行うとされた。これらの内容を踏まえた経

総理は、第221回国会における施政方針演説において、「世界が依存し、民生用にも広く用いられるサプライチェーン上流の物資を管理下に置くことで、自国の主張に他国を従わせようとする経済的威圧の動きが顕在化している。サイバー・海洋・宇宙空間における競争も激化している。我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する必要性が、一層増大している」旨発言した（前掲脚注12参照）。

²² 令和4年7月以降、経済安全保障推進法に基づく各種指針案の作成、法の施行その他必要な事項について意見を聴取するために開催されている。

²³ 海底ケーブル業界は需要の増減が激しく、投資リスクが高いとされる一方で、政府から補助を受けることで船舶の利用用途を政府に限定される可能性を懸念している旨指摘されている（小野真之介「海底ケーブルの強靱化・防護に向けた政策面・法制面からの対処」『CISTEC Journal』No. 220（令7.11）17頁）。

²⁴ 有識者会議の提言では、支援対象事業として、国際的な輸送網の強靱化のための施設、我が国の国民生活・経済活動の基盤となるサービスを提供する海外にある施設、重要な技術の海外展開のための施設等の整備・運用に係る事業が例示されている（「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」24頁）。

²⁵ 有識者会議は「財務規律を確保した上で、J B I Cの従来業務の原則である償還確実性・収支相償の両原則との関係を整理しつつ、支援すべき海外事業の特性も踏まえて、劣後出資等の一層強力なリスクテイクを可能とするような枠組みを別途検討すべきである」旨提言している（「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」27頁）。

²⁶ 現行の経済安全保障推進法では、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の資金配分機関（同法律別表第二の5法人）に造成された基金のうち、特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものとして指定された基金を指す（経済安全保障推進法第63条）。

済安全保障推進法及び株式会社国際協力銀行法²⁷の改正案が令和8年3月下旬に国会に提出される予定である。

上記④に関して、有識者会議の提言では、経済安全保障上の重要技術領域²⁸を踏まえつつ、経済安全保障トランスフォーメーション（E S - X）²⁹の取組等を促進することを通じて、特定重要技術の育成へ多様な主体の参画を促していくことの重要性に触れているが、経済安全保障に関わる多くの現場が民間企業のビジネス活動の場である以上³⁰、経済的な繁栄と安全保障とのバランスを追求する³¹ためには民間企業の理解・協力が不可欠であり、官民協議会を始めとする関係者の情報共有や協議を行う場の実効性が問われよう。

3. マネー・ローンダリング³²対策

(1) マネー・ローンダリングの現状

犯罪収益移転防止法³³は、犯罪による収益の移転の防止を図るため、金融機関等の特定事業者による顧客の本人特定事項の確認、疑わしい取引の届出等の措置、預貯金通帳等の不正譲渡に係る罰則等を定めたものであり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に寄与し、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を目指すものである³⁴。平成19年に制定された後も、F A T F³⁵の勧告等を踏まえ、複数回にわたり改正が行われてきた。

マネー・ローンダリングの前提犯罪となり得る財産犯³⁶の被害額は、令和7年が過去最多の4,984億円（前年比23.9%増）と、6年連続の上昇となった。そのうち詐欺の被害額が約4,029億円（同31.1%増）を占め、中でも特殊詐欺³⁷（1,414億円、同96.7%増）、SNS型

²⁷ 平成23年法律第39号

²⁸ 海洋・造船、航空、デジタル・サイバーセキュリティ、資源・エネルギー安全保障・GX、創薬・医療・ヘルスケア・バイオ・フードテック、製造・マテリアル（重要鉱物・部素材）、モビリティ・輸送・港湾ロジスティクス（物流）、AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、フュージョンエネルギー、宇宙の計12の関連技術領域が挙げられている。

²⁹ 総合科学技術・イノベーション会議の下に設置された基本計画専門調査会において、令和8年4月から開始予定の「第7期科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けた検討が進められており、同年2月に公表された答申案では、「経済安全保障上の重要技術に係る研究開発等の抜本的な強化に向けては、様々な戦略等における技術について、その関係府省庁が経済安全保障の観点から捉え直し、これを推進する「経済安全保障トランスフォーメーション（E S - X）」の取組を行うことが極めて重要であり、これを推進する」との記述がある。

³⁰ 白石重明「日本の経済安全保障政策—その現状と課題」〈<https://www.kas.de/ja/web/japan/einzeltitel/-/content/japan-s-economic-security-policy-2>〉

³¹ 経済安全保障の本質的課題は、「経済の論理」（市場原理を軸とする経済効率性を求める論理）と「政治の論理」（安全保障という経済効率とは異なる次元の政治的価値を求める論理）のバランスを国益の観点から図ることである旨の指摘がある（白石重明（前掲脚注30参照））

³² マネー・ローンダリングとは、違法な起源を偽装する目的で犯罪収益を処理することとされ、犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々とさせたり金融商品や不動産、宝石等に形態を変えてその出所を隠したりすることをいう（警察庁「犯罪収益移転防止法の概要（令和7年12月2日時点）」1頁）。

³³ 正式名称は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）。

³⁴ 警察庁（前掲脚注32参照）1頁

³⁵ F A T F（Financial Action Task Force on Money Laundering：金融活動作業部会）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、平成元年（1989年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合である（警察庁（前掲脚注32参照）1頁）。

³⁶ 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領。

³⁷ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法に

投資・ロマンス詐欺（1,827億円、同43.6%増）の増加が著しい状況にある³⁸。これらの詐欺における被害金等の交付形態を見ると、預貯金口座への振込みによる交付が特殊詐欺の被害総額の58.0%、SNS型投資・ロマンス詐欺の69.6%を占める³⁹。

マネー・ローンダリング事犯⁴⁰の検挙事件数は、令和6年中は1,283件（前年比41.1%増）と、過去10年間で大幅に増加しており、特に組織的犯罪処罰法第10条（犯罪収益等隠匿）の検挙事件数は、令和6年中は1,037件（同49.0%増）と、平成27年（234件）の4.4倍となっている。

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺においては、犯罪グループが匿名性を高めるため、被害金の振込先口座等に他人名義口座を利用することが多く、これにより犯罪収益等の隠匿が行われた結果、マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数も増加しているものと分析されている⁴¹。

（２）法改正に向けた検討

令和7年4月、犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」では、「預貯金口座等の不正な譲渡等については、最近の手口や実務上の課題等を把握した上で、罰則の引上げを含めた法令の見直しを検討する」⁴²とされたほか、「捜査機関等が管理する架空名義口座を利用した新たな捜査手法や関係法令の改正を早急に検討する」⁴³とされた。これを受けて、同年9月以降、警察庁は「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」（座長：川出敏裕東京大学大学院法学政治学研究科教授）を3回開催し、同年12月、同懇談会は「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書」を取りまとめた。同報告書は、マネー・ローンダリング対策の方向性として、①預貯金通帳の不正な譲渡等の法定刑の引上げ、②「送金バイト」を利用する行為⁴⁴に対する罰則の創設、③「架空名義口座」⁴⁵を利用した財産散逸防止措置の導入を掲げており、これらの内容を踏まえた犯罪収益移転防止法の改正案が令和8年4月上旬に国会に提出される予定である。

口座売買が犯罪であるとの社会的認知度は低いとされ⁴⁶、法定刑の引上げや新たな罰則の創設、その余波として懸念される新手の詐欺⁴⁷に対する注意喚起など広報の強化が課題となる。また、警察から犯罪者側に「架空名義口座」を譲渡する過程において、仮装身分

より、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。

³⁸ 警察庁「令和7年の犯罪情勢」（令和8年2月）13～14頁。

³⁹ 警察庁「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（暫定値）」2～3頁、7～8頁及び14頁

⁴⁰ 組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法（平成3年法律第94号）第6条及び第7条に規定する罪をいう。

⁴¹ 警察庁「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する報告書」（令和7年12月）7頁

⁴² 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）4頁

⁴³ 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（前掲脚注42参照）12頁

⁴⁴ 有償で他人に依頼して当該他人名義の預貯金口座等を介して送金をさせる行為をいう。

⁴⁵ 警察が金融機関等の協力を得て開設する架空の名義の預貯金口座等をいう。

⁴⁶ 警察庁（前掲脚注41参照）12頁

⁴⁷ 警察庁（前掲脚注41参照）24頁

捜査⁴⁸と同様に、仮装身分表示文書等の提示を要求されるケースが想定される⁴⁹、仮装身分捜査の枠組みに関して法律で規定すべきとの指摘があり⁵⁰、新たに導入される見込みの架空名義口座の運用の在り方についても論点と言えよう。

4. ドローンの飛行に係る規制

(1) ドローンの性能の向上

小型無人機等⁵¹飛行禁止法⁵²は、平成27年4月に首相官邸の屋上でドローンが発見された事案を契機に、議員立法により緊急的対策として制定された。その後、規制対象施設として、令和元年に防衛関係施設、令和2年に空港を追加する法改正が行われた。

近年、技術の進展に伴い、ドローンは、映像伝送距離、飛行速度、最大積載重量等の性能が飛躍的に向上するとともに、社会的に広く普及しており、災害対応や行方不明者の捜索を始め、各種警察活動においても、その利活用が図られている。その一方で、こうした有用なドローンを用いたテロ事案等が諸外国で発生しており、我が国においても、テロリストやローン・オフエンダー⁵³等によるドローンを悪用した重大事案の発生が懸念されている。

(2) 法改正に向けた検討

このような状況を踏まえ、ドローンによる重要施設等に対する危険の未然防止に万全を期するため、小型無人機等飛行禁止法の見直しも含めた、技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策について検討を行うため、警察庁は「違法なドローン飛行対策に関する検討会」(座長：山田洋一橋大学名誉教授)を令和7年10月以降3回にわたり開催し、同年12月、同検討会は「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」を取りまとめた。

⁴⁸ 捜査員が犯罪の実行者の募集に応じて犯人に接触するに際し、当該捜査員のものとは異なる顔貌、氏名、住所等が表示された文書等(仮装身分表示文書等)を提示して行う捜査活動(捜査の端緒を得る活動を含む。)をいう。対象犯罪として、インターネット等を通じて実行者の募集が行われていると認められる強盗、詐欺、窃盗若しくは電子計算機使用詐欺又はこれらに密接に関連する犯罪が挙げられている。(「仮装身分捜査実施要領の制定について(通達)」(警察庁丙刑企発第1号、令和7年1月23日))。

⁴⁹ 『朝日新聞』(令8.1.9)

⁵⁰ 第217回国会衆議院法務委員会議録第7号(令7.4.1)9頁。これに対し、警察庁は「架空の身分証明書を作成、使用することは、形式的には虚偽公文書作成等の構成要件に触れ得る行為ではあるが、他の方法では犯人の検挙等が困難であるなど高い必要性が認められる上、作成した架空の身分証明書は原則として犯人以外の者に提示しないことなどから、犯人以外の者や一般社会への影響もほとんど生じることはないものと考えている。このため、仮装身分捜査は(刑事訴訟法上の)任意捜査として適法に実施できるものと考えており、架空の身分証明書を作成、使用することは、刑法第35条の規定による法令行為として違法性が阻却され得るものと考えている」旨答弁している(第217回国会衆議院法務委員会議録第10号(令7.4.16)4頁)。

⁵¹ 同法では、小型無人機を飛行させること(第2条第5項第一号)と同様に、特定航空用機器(同条第4項)を用いて人が飛行すること(同条第5項第二号)も規制される。

⁵² 平成28年法律第9号。制定時の正式名称は「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」であったが、令和元年の改正により「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改められた。

⁵³ 特定のテロ組織等と関わりのないままに過激化した個人をいう。

同報告書は対策の方向性として、①イエローゾーン⁵⁴の範囲の拡大、②イエローゾーンの上空飛行の直罰化⁵⁵、③ドローン飛行による危害を防止すべき対象施設の追加⁵⁶、④警察と対象施設管理者等との連携、⑤新たな技術動向を踏まえた対処方策を掲げている。これらの内容を踏まえた小型無人機等飛行禁止法の改正案が令和8年3月下旬に国会に提出される予定であるが、新たな規制の内容と、取材・報道の自由、国民の知る権利を始めとする国民の利益やドローンの普及・活用による社会の発展⁵⁷とのバランスが問われることとなる。

5. データの利活用

(1) 基本方針の取りまとめ

我が国におけるデータ利活用法制において、官民データ活用推進基本法⁵⁸は理念法として位置付けられ⁵⁹、個人に関する官民データの適正な活用を図るために必要な基盤の整備⁶⁰等が基本理念として定められている。また、デジタル行政推進法⁶¹は、分野横断的な作用法として位置付けられ⁶²、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策、国の公的基礎情報データベースの整備及び改善の推進に関する施策等について定められている。

令和5年10月以降、急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議が開催されている。令和6年11月の同会議において、石破総理は、医療、金融等の分野におけるデータ利活用制度に関する包括的な検討を行う検討会を年内に立ち上げ、翌年夏を目途として基本的な方針を策定するよう指示した。これを受けて、令和6年12月以降、データ利活用制度・システム検討会（座長：森田朗一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事）が開催され、令和7年6月、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が取りまとめられた⁶³。この中で、行政保有データの利活用、データ戦略の司令塔機能強化等が掲げられ、同基本方針の取組を具体化するため、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など

⁵⁴ 小型無人機等の飛行が原則禁止となる対象施設周辺地域のうち、レッドゾーン（対象施設及びその指定敷地等）以外の場所を指す。

⁵⁵ 現行の小型無人機等飛行禁止法では、イエローゾーンの上空で小型無人機等の飛行を行った者については、直罰規定が設けられておらず、警察官等による措置命令に違反した場合に初めて罰則が適用される。

⁵⁶ 地方行幸啓、沖縄全戦没者追悼式といった国内要人が出席する行事会場等について、「国内要人の安全を確保するために必要な期間」を定めて対象施設として指定可能とし、現行法上、参加する外国要人の所在する期間に限って指定が可能な重要国際会議の会場等については、「円滑な準備又は運営のために必要な期間」を定めて指定可能とする。

⁵⁷ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和元年5月16日参議院内閣委員会）参照。

⁵⁸ 平成28年法律第103号

⁵⁹ 内閣官房「データ利活用の推進に係る制度整備の検討状況について（事務局提出資料）」（データ利活用制度・システム検討会（令和8年1月27日）資料1）3頁

⁶⁰ 官民データ活用推進基本法第3条第6項

⁶¹ 正式名称は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）。

⁶² 内閣官房（前掲脚注59参照）3頁

⁶³ 令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定

必要な検討を行い、次期常会に法案を提出することを目指すと考えられた。

（２）法改正に向けた検討

令和 7 年 12 月のデジタル行政改革会議において、高市総理は翌年の常会への法案提出を念頭に、個人データを含むデータ利活用の適切性を確認する法的枠組みの整備とともに、技術の進展等に伴う個人情報の新たな取扱いに関するルールの明確化のための個人情報保護法の見直しとを、併せて進めるよう指示した（個人情報保護法の見直しについては、後述の 6. 参照）。

令和 8 年 1 月に開催されたデータ利活用制度・システム検討会の配布資料⁶⁴によれば、デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、官民データ活用推進基本法第 7 条⁶⁵に基づく法制上の措置等としてデジタル行政推進法を改正し、①国の保有するデータを活用して行う事業について、重点分野やデータの安全管理その他の重要事項の基本的な方向性を示す指針を策定し、②事業者が申請した事業計画について、当該指針や関係法令上の適切性を確認⁶⁶した上で認定する⁶⁷とされており、これらの内容を踏まえたデジタル行政推進法及び情報処理促進法の改正案が同年 4 月上旬に国会に提出される予定である。

日米中独 4 か国の企業を比較した場合、日本は同業種や異業種の他社から得たデータ、オープンデータ等と自社データとの連携が低調であり、当該連携において想定される課題や障壁として、(i) データの収集・管理に係るコストの増大、(ii) データを取り扱う（処理・分析等）人材の不足、(iii) データの管理に伴うインシデントリスクや社会的責任の大きさ（データ漏えい等）が日本の上位 3 項目であるが、(ii) のウェイトは 4 か国の中で最も大きい⁶⁸。データの利活用を推進するためには、デジタル人材の育成⁶⁹も含めた取組が求められよう。

6. 個人情報保護

個人情報保護法⁷⁰は、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律であり、我が国の個人情報保護制度の基本法として基本理念、国及び地方公共団体の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する一般法として民間部門及び公的部門における必要最小限の

⁶⁴ 内閣官房（前掲脚注 59 参照） 3～5 頁

⁶⁵ 「政府は、官民データ活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」と定められている。

⁶⁶ デジタル庁は、個人情報保護法を始めとする関係法令上の適切性について、個人情報保護委員会や関係行政機関と事前に協議する（内閣官房（前掲脚注 59 参照） 4～5 頁）。

⁶⁷ 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、「情報処理の促進に関する法律」（昭和 45 年法律第 90 号）を改正し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に係る規定を整備する。

⁶⁸ 総務省「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究の請負成果報告書」（令和 7 年 3 月、委託先は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）168～170 頁。なお、デジタル化に関して認識している課題や障壁として、日本では「人材不足」が突出して高い（同 176～177 頁）。

⁶⁹ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）では、直面する課題の一つとしてデジタル人材の不足が挙げられ、重点政策として多岐にわたる人材育成策が盛り込まれている。

⁷⁰ 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）。

規律を定めている⁷¹。

令和2年改正法⁷²の附則第10条の規定を踏まえ、個人情報保護委員会は、令和5年11月から、いわゆる3年ごと見直しに関する検討を進めている。

個人情報保護委員会は、令和6年2月に公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討項目」を踏まえて議論を行い、同年6月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下「中間整理」という。）を公表、意見募集を実施した。その結果を踏まえ、同年10月には「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」及び「今後の検討の進め方」を決定・公表した。

また、令和6年7月以降、有識者・関係団体で構成される「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」が開催され、同検討会は、中間整理で挙げられた検討項目のうち、「課徴金、団体による差止請求制度・被害回復制度」について議論し、同年12月に報告書を取りまとめたが、両制度に対する賛否両論の併記となった。

さらに、個人情報保護委員会は、他の主要個別論点（こどもの個人情報、顔特徴データ等の生体データ、リスクに応じた漏えい等発生時の対応、統計作成等に係る特例等）について、多様なステークホルダーとの対話に基づく検討を進め、同委員会事務局は、議論の土台とすべく、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般について、有識者、経済団体・消費者団体等からヒアリングを行った。同委員会は、これまでの検討過程を通じて得られた視点を踏まえ、個人情報保護法の基本的な在り方の観点から検討すべき制度的な論点を再整理し⁷³、これらの論点（①個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方、②個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方、③個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方）について、具体的な規律の方向性に関する考え方を示した⁷⁴。

令和7年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない場合における本人関与の在り方等について具体的検討を進めるとともに、バランスの取れた事後的規律の手法を定める個人情報保護法の改正案について、早期に結論を得て提出することを目指す⁷⁵とされた。

個人情報保護委員会は、政府全体におけるデータ利活用に係る制度検討の取組とも連携しながら、関係者との議論を深め、個人情報保護法の改正案の早期提出を念頭に、令和8年1月に「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」を取りまとめた。同方針は、①適正なデータ利活用の推進（個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成⁷⁶にのみ利用される場合は本人同意を不

⁷¹ 個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（令和5年9月）2頁

⁷² 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

⁷³ 「『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討』の今後の検討の進め方について」（令和7年1月22日）

⁷⁴ 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（令和7年3月5日）

⁷⁵ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における「第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針」9～10頁。

⁷⁶ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含み、この「AI開発等」にファインチューニング（既存のAIモデルをベースに独自のデータを使用して新たなモデルを作る手法（羽深宏樹「AIガバナンス入門」138

要とする等)、②リスクに適切に対応した規律(16歳未満の者が本人である場合⁷⁷、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とする等)、③不適正利用等の防止(特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報等⁷⁸について、不適正利用及び不正取得を禁止する等)、④規律遵守の実効性確保のための規律(重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずる⁷⁹等)の4つの柱⁸⁰を同法の改正案として、その具体化に向けた検討を加速することとしている。なお、団体による差止請求制度・被害回復制度については、関係するステークホルダーとの相互の協力関係等の状況、個人の権利利益の保護を目的とする個人情報保護法と消費者団体訴訟制度との関係の整理等の課題があることを踏まえ、今回の見直しにおいては制度的な導入を見送ることとされた。

上記の制度改正方針の内容を踏まえた個人情報保護法の改正案が令和8年4月上旬に国会に提出される予定であるが、統計作成等において国境を越えたデータ移転が行われる場合、本人同意を不要とする新たなルールと外国にある第三者への提供の制限(第28条)⁸¹との整合性をどのように図るのか注目される⁸²。

7. 宇宙政策

(1) 宇宙活動の多様化

宇宙活動法⁸³は、宇宙の開発及び利用に関する諸条約⁸⁴の実施、公共の安全の確保、人工衛星等の落下等により生ずる損害の被害者の保護を目的とし、人工衛星⁸⁵等⁸⁶の打上げ⁸⁷許

~139頁))を含むとされる。

⁷⁷ 高等学校のような教育現場では、学校行事や部活動の写真掲載、進路指導に関する情報共有など、同じ学年内で異なる取扱いが必要となる可能性があり、年齢による線引きに伴う実務上の課題に配慮が必要である旨の指摘がある(新保史生「個人情報保護法の制度的課題と令和7年改正に向けた考察」)。

⁷⁸ 仮名加工情報及び匿名加工情報についても同様の規律を導入する(個人情報保護委員会事務局「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて」(令和8年1月)14頁)。

⁷⁹ 課徴金制度の導入について、当初、経済団体から反対されていたが、対象範囲を絞り込み、明確化することによって理解を得られたとされる。

⁸⁰ これらの4つの柱は、個人情報取扱事業者等に係る規律を念頭に置いた改正方針であるが、行政機関等に係る規律にも改正の趣旨が妥当する項目については、当該趣旨に即して規律の整備を行うとしている。

⁸¹ 事前に本人の同意を得るのが原則であるが、日本と同等の水準の個人情報保護制度を有している外国にある第三者や、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している第三者の場合は不要である(第28条第1項)。

⁸² 新保史生(前掲脚注77参照)

⁸³ 正式名称は「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」(平成28年法律第76号)。

⁸⁴ 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」(いわゆる宇宙条約)第6条では、「条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする」と定められている。

⁸⁵ 「人工衛星」は、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう(宇宙活動法第2条第2号)。

⁸⁶ 「人工衛星等」は、人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう(宇宙活動法第2条第3号)。

⁸⁷ 「人工衛星等の打上げ」は、自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう(宇宙活動法第2条第5号)。

可、人工衛星の管理⁸⁸許可、政府補償制度を含む第三者損害賠償制度等について定めている。

近年、宇宙の開発・利用における国際競争が激化している中、我が国では新規参入事業者の急増や技術革新の進展等により、様々な宇宙活動が具体化しつつあり、宇宙活動の多様化が急速に進展している。これに伴い、ロケットの打上げを取り巻く環境も大きく変化し、ロケット単体やダミーペイロード⁸⁹のみを搭載したロケットの打上げが行われるほか、宇宙往還機の帰還行為や再使用型ロケットの着陸行為、サブオービタル飛行⁹⁰など、現行の宇宙活動法では対応できない新たな宇宙輸送の形態が出現しつつある。また、打上げ価格の低廉化が生じ、軌道間輸送機、月面輸送機、制御されないモニュメントや研究用の人工の物体など、地球を回る軌道等に投入される物体の多様化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、我が国の宇宙活動の安全性を確保し、マーケットの信頼性を高め、宇宙産業の発展を後押しするためには、宇宙活動法の改正を始めとする制度インフラの一層の拡充・発展が必要とされる⁹¹。

（２）法改正に向けた検討

宇宙活動法では法律施行⁹²後 5 年経過時の見直し規定⁹³が設けられていたところ、宇宙基本計画（令和 5 年 6 月 13 日宇宙開発戦略本部・閣議決定）において、「我が国の宇宙産業の裾野を拡大させ」、「我が国がアジア・中東における宇宙輸送ハブとしての地位を築くことを目指す」とした上で、「新たな宇宙輸送ビジネスを実現させるために必要な制度環境の整備に取り組む」とされた⁹⁴。「宇宙基本計画工程表改訂に向けた重点事項」（令和 6 年 5 月 31 日宇宙開発戦略本部決定）では、「同法の改正を視野に、今年度中に制度の見直しの考え方を取りまとめるとともに、新たな技術基準を検討する」とされた⁹⁵。

これらの動きを受けて、宇宙政策委員会の下に設置された「宇宙活動法の見直しに関する小委員会」（座長：小塚荘一郎学習院大学法学部教授）が令和 6 年 9 月以降開催され、令和 7 年 3 月、宇宙活動法の見直しの基本的方向性について中間取りまとめを行った。同年 5 月に決定された「宇宙基本計画工程表改訂に向けた重点事項」では、同法改正案について、次期常会への提出を目指すとされた。

⁸⁸ 「人工衛星の管理」は、人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう（宇宙活動法第 2 条第 7 号）。

⁸⁹ 人工衛星に相当する質量・寸法等を有する人工の物体。将来的な人工衛星等の打上げを行うための実証を目的とする軌道投入ロケットの打上げにおいて、ロケットに負荷を与えるために搭載されるものであって、地球を回る軌道等で使用することを目的として設計・製造されておらず、宇宙活動法上の「人工衛星」に該当しない（宇宙政策委員会宇宙活動法の見直しに関する小委員会宇宙活動法改正ワーキンググループ「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」（令和 7 年 12 月 9 日）4 頁）。

⁹⁰ 地球上から出発し、空力的な影響が一定程度小さくなるような高度以上に上昇後、地球を回る軌道を周回するに至らず地球上に帰還するような飛行をいう（「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」8 頁）。

⁹¹ 「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」2～3 頁

⁹² 平成 30 年 11 月 15 日

⁹³ 宇宙活動法附則第 5 条

⁹⁴ 宇宙基本計画 37 頁

⁹⁵ 「宇宙基本計画工程表改訂に向けた重点事項」8 頁

さらに、同小委員会の下に設置された「宇宙活動法改正ワーキンググループ」（座長：小塚教授）が令和7年6月以降開催され、同年12月9日、宇宙活動法の見直しの基本的方向性について最終とりまとめを行った。この中で、早急に法改正を行うべき事項として、人工衛星に着眼した規制体系⁹⁶からロケットに着眼した規制体系への転換（ロケット単体の打上げ許可制度の創設、ロケット落下等損害⁹⁷の賠償に関する制度の対象拡充）、人工衛星の多様化に即した規制範囲・内容の明確化等を掲げた。一方、再突入行為⁹⁸への対応及びサブオービタル飛行の規律については、早急に法改正を行うべきであるものの更なる論点整理が必要な事項とされた。同月23日、宇宙基本計画工程表が改訂され、上記の宇宙活動法の見直しの基本的方向性を踏まえ、その改正案（必要に応じて宇宙基本法⁹⁹を始めとする関係法令を含む。）の令和8年常会への提出を目指す¹⁰⁰とされた。

上記の最終とりまとめの内容を踏まえた宇宙活動法等の改正案が令和8年3月下旬に国会に提出される予定である。現行の宇宙活動法上、ロケット落下等損害発生時の打上げ実施者¹⁰¹による報告について規定されていないが¹⁰²、近年、我が国ではロケットの打上げ失敗の事例¹⁰³が生じており、今後、新規参入した民間企業によるロケットの打上げの増加が見込まれることから、法律上の事故対応に係る規定の在り方について、公共の安全確保の必要性と事業者負担とのバランスを踏まえつつ、検討を進める必要があるように思われる。

8. グローバル・スタートアップ・キャンパス

「コロナ後の新しい社会の開拓」等をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けて新しい資本主義実現会議が岸田政権下で設置され、令和4年4月の第5回会議において、岸田総理はスタートアップの育成に関し、「海外の大学誘致を含め、スタートアップが集積

⁹⁶ 現行の宇宙活動法では、ロケットの打上げの形態については、「人工衛星等の打上げ」のみを規制対象としている「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」20頁。

⁹⁷ 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後に、①全部又は一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星及びその打上げ用ロケット、②全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケット、これら①か②のいずれかが落下、衝突又は爆発したことにより、地表、水面又は飛行中の航空機等において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう（現行の宇宙活動法第2条第8号）。

⁹⁸ 地球を回る軌道等から地球表面に実質的に無傷で帰還するように設計された機器を大気圏に意図的に再突入させ、着陸・着水させることをいう（「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」7頁）。

⁹⁹ 平成20年法律第43号

¹⁰⁰ 宇宙基本計画工程表（令和7年度改訂）（令和7年12月23日宇宙開発戦略本部決定）53頁

¹⁰¹ ロケット落下等損害賠償補償契約約款上、内閣総理大臣に通知する義務が規定されているにとどまる（「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」17頁）。

¹⁰² 「宇宙活動法の見直しの基本的方向性 最終とりまとめ」17頁。最終取りまとめでは、「我が国の法制上、法律上の報告義務を課すに当たり、義務違反時の効果に関する規定を設ける場合が多いが、現行の宇宙活動法上、人工衛星等の打上げは都度許可となっており、義務違反時には人工衛星等の打上げが終了しているため、人工衛星等の打上げ許可の取消し等の規定を設けることは困難である」とした上で、「事故報告について法令上の報告義務は課さない一方で、事業者の予見可能性を確保し、負担を軽減する観点から、一定の事態について「事故・重大インシデント」の分類を規定した上で、それぞれについて報告が期待される標準的な情報等を整理した手引書を作成し、事業者と国の間で行われるコミュニケーションの円滑化を図るべきである」としている（18頁）。

¹⁰³ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）による打上げでは、イプシロンロケット6号機（令和4年10月）、H3ロケット1号機（令和5年3月）、同8号機（令和7年12月）、民間企業では令和6年3月及び同年12月の打上げ失敗の事例がある。

するキャンパスづくりを進める」旨表明し¹⁰⁴、同年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、スタートアップ育成5か年計画¹⁰⁵に盛り込まれる項目の一つとしてグローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）が掲げられ、「内外の大学の誘致を含め、スタートアップが集積するキャンパス作りを推進する」とされた¹⁰⁶。

GSC構想の具体化について検討するため、有識者会議¹⁰⁷が令和5年11月以降開催され、令和6年5月に取りまとめられた提言¹⁰⁸では、ラボやコアファシリティ、交流スペース等を持つフラッグシップ拠点を東京都の渋谷区と目黒区にまたがる国有地に整備する¹⁰⁹とした上で、同拠点の機能として、①ディープテック¹¹⁰分野の研究開発、②インキュベーション・アクセラレーション、③人材育成、④コミュニティ形成が掲げられ、構想具体化の方向性が示された。

この提言を踏まえ、政府において検討が行われ、GSC構想の基本方針¹¹¹、運営法人等について¹¹²決定された。GSC構想の推進体制として、政府レベルでは統合イノベーション戦略推進会議が司令塔となる。フラッグシップ拠点の運営法人について、迅速な意思決定を柔軟かつ機動的に行うこと、我が国のイノベーション・エコシステムのハブを構築する活動の公共性等を踏まえ、認可法人¹¹³として新設し、①実用化研究開発への支援（助成、施設・設備の提供、国内外の研究者の招へい等）、②事業化支援（経営ノウハウの提供、知財権利化、国内外のVCへのLP投資等）、③人材育成（若手研究者の海外派遣、事業化に関心を有する人材の海外VCへの派遣等）、④コミュニティ形成（研究者等のネットワーク

¹⁰⁴ GSC構想は、岸田政権下における日米協力の一環として立ち上げられたとされる（東京インデペンデント特別セッション「グローバル・スタートアップ・キャンパス（GSC）の描く未来」〈<https://www.independents.jp/article/2786>〉）。日米首脳会談（令和4年5月）の際に発出された日米競争力・強靱性パートナーシップに関するファクト・シートでは、科学技術協力に関して「日米両国は、競争力を強化するために、『スタートアップ・キャンパス』を設立するという日本の構想を通じて、イノベーションとスタートアップの連携を加速することを目指す」と明記されていた。

¹⁰⁵ 令和4年11月に決定されたスタートアップ育成5か年計画では、「日本の大学・研究機関の人材・研究シーズのグローバル展開にも資するよう、海外トップ大学の誘致、優秀な研究者の招へい等により、ディープテック分野の国際共同研究とインキュベーション機能を兼ね備えた、官民の資金導入によるGSCを創設する」とされ、同計画ロードマップでは、「2028年のGSCの創設を目標」と明記されていた。

¹⁰⁶ 令和4年8月、山際国務大臣にスタートアップ担当が発令されて以降、第2次高市内閣の城内国務大臣に至るまで、歴代内閣において同担当の大臣が置かれている。

¹⁰⁷ 名称は「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想に関する有識者会議」。座長は当初、上山隆大総合科学技術・イノベーション会議議員であったが、第8回会議以降は宮園浩平総合科学技術・イノベーション会議議員が務めた。なお、フラッグシップ拠点の施設整備の方針等の基本的事項を定める基本計画等について検討するため、令和8年2月に「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想フラッグシップ拠点整備に関する有識者会議」の第1回会議が開催されている。

¹⁰⁸ 「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想に関する提言」（令和6年5月31日）

¹⁰⁹ 「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の運営法人等について」（後掲脚注112参照）において、運営法人に国有財産（土地及び建物）を無償貸与するとされた（5頁）。

¹¹⁰ 特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済・社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術をいう。

¹¹¹ 令和6年8月29日統合イノベーション戦略推進会議決定

¹¹² 令和7年11月7日内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定

¹¹³ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

形成、イベント開催等)に係る業務を実施するとされた¹¹⁴。

G S Cの開所・運営法人の設立に先立ち、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となる先行的活動として、①研究者・投資家等の集積に向けた国際研究、②事業化支援、③人材育成(フェロシップ)¹¹⁵に係るプログラムを一体的に実施することとされた¹¹⁶。当該プログラム全体を運営する内閣府が各プログラムの運営支援法人¹¹⁷を指定し、国立研究開発法人科学技術振興機構(J S T)が各法人に業務を委託する¹¹⁸。

高市政権下で策定された総合経済対策¹¹⁹において、スタートアップ支援強化としてG S C構想の推進が盛り込まれ、拠点施設の整備、運営法人の設立に向け、必要な法制上の措置を具体化するとされた。さらに令和7年12月の日本成長戦略会議の配布資料¹²⁰において、同構想を推進するため、次期常会への法案提出を目指すとした。

運営法人の設立、組織、業務等に関する規定を整備する法律案¹²¹が令和8年3月下旬に国会に提出される予定であるが、スタートアップ・エコシステム拠点都市¹²²等の既存の施策との連携の在り方や、海外からの支援を受ける日本の有望な技術の海外流出リスクへの対処¹²³も課題と言えよう。

(みやざき まさし)

¹¹⁴ 業務の実施等については、関連する事務を所掌する内閣府、文部科学省及び経済産業省の所管とされた(「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の運営法人等について」2頁)。

¹¹⁵ 日本では技術シーズを事業へと導く経営人材(博士号を有する経営者)が不足している旨の指摘に対応するものとされる(東京インデペンデント特別セッション(前掲脚注104参照))。

¹¹⁶ グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行的活動に関する実施方針(令和7年6月10日内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定)

¹¹⁷ 令和7年9月、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局は、運営支援法人(採択候補者)として5組を選定した。

¹¹⁸ 財源はJ S Tに設置された基金等を活用し、年間の事業規模は、①国際研究が70億円程度、②事業化支援が10億円程度、③人材育成が10億円程度であり、それぞれ3年間支出する(グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行的活動に関する実施細則(令和7年6月10日、内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室長決定))。なお、運営法人設立後、先行的活動の実施・契約の主体を、可能な限り速やかに運営法人に移行し、引き続き外部機関への委託を通じて各業務を実施するとされている(「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の運営法人等について」3頁)。

¹¹⁹ 「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)45頁

¹²⁰ 内閣官房「分野横断的課題への対応の方向性」(資料2)7頁

¹²¹ 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)の改正案となる予定である。同法律は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関し、基本理念、国等の責務、当該活性化のために必要な事項等について定めている。

¹²² 令和元年6月策定の「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」(内閣府、文部科学省、経済産業省)に基づき、令和2年7月に拠点都市として8都市が選定された。令和7年6月、新たに5都市が選定され、「第2期スタートアップ・エコシステム拠点形成加速化プラン」(内閣府)が公表された。第1期(令和2年度～令和6年度)では、スタートアップ創出数を始めとした「裾野」は拡大したものの、日本を代表し、グローバルに成長する稼げるスタートアップの創出が途上であったとされ、それを踏まえ、①グローバルに稼げるスタートアップを創出する拠点都市の形成、②スタートアップ支援の重点化と集中支援、③政府・拠点都市ネットワークの強化の3つの加速化アクションを実行するものとして同プランが策定された。

¹²³ 東京インデペンデント特別セッション(前掲脚注104参照)